

第40号議案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和2年（2020年）8月28日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

区立幼稚園教育職員、区立小学校及び中学校教育職員（任期付短時間勤務職員（教諭））の夏季休暇に係る夏季の期間の規定を改める必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

(令和2年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例)

第7条 令和2年における夏季休暇に係る第27条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成29年中野区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例)

2 令和2年における夏季休暇に係る第28条第1項の規定の適用については、同項中「9月30日」とあるのは、「10月31日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。